

美容医療賠償責任保険 約款

ユニバーサル少額短期保険株式会社
(2015年8月)

目次

美容医療賠償責任保険 約款	1
第1章 この保険契約の全般にかかわること	1
第1条 (用語の定義)	1
第2条 (保険責任の始期および終期)	2
第3条 (保険料の払込方法)	2
第4条 (被保険者の範囲)	2
第2章 保険金の支払いにかかわること	3
第5条 (美容医療賠償責任保険金)	3
第6条 (支払保険金の範囲)	3
第7条 (他の保険契約と重複した場合の保険金の支払額)	4
第8条 (保険金を支払わない場合 - その1)	4
第9条 (保険金を支払わない場合 - その2)	5
第3章 この保険契約の取扱いにかかわること	5
第10条 (告知義務)	5
第11条 (契約内容に関する通知義務)	6
第12条 (保険事故発生時の義務)	6
第13条 (保険金の請求・支払および請求権の時効)	7
第14条 (損害賠償責任解決の特則)	8
第15条 (代位)	9
第16条 (損害賠償請求権の先取特権)	9
第17条 (保険金を支払った後の契約の取扱い)	9
第18条 (契約内容の変更)	9
第19条 (保険料の返還または請求)	9
第20条 (契約の解約)	10
第21条 (契約の無効および取消し)	10
第22条 (契約の失効)	10
第23条 (契約の解除)	11
第24条 (契約の更新)	12
第25条 (保険者の破産)	12
第26条 (準拠法)	13
第27条 (管轄裁判所の合意)	13
第4章 少額短期保険に特有のこと	13
第28条 (保険期間中の保険料の増額又は保険金額の減額)	13
第29条 (保険期間中の削減払い)	13

第30条	（保険契約を更新する際の契約内容の見直し）	13
第31条	（更新を引受けない場合）	13
保険料分割払特約（一般）		13
＜用語の説明　－　定義＞		14
第1条	（この特約の適用条件）	14
第2条	（保隣料の分割払）	14
第3条	（分割保険料料の払込み）	14
第4条	（分割保険料の払込みがない場合の事故の取扱い）	14
第5条	（追加保険料の払込み）	15
第6条	（保険契約が終了する場合の保険料の払込み）	15
第7条	（保険契約の解除　－　分割保険料の払込みがない場合）	15
第8条	（保険料の返還または追加保険料の請求）	15
＜別表Ⅰ＞	補償プラン別の支払限度額・免責金額	16
＜別表Ⅱ＞	短期料率表	17

美容医療賠償責任保険 約款

第 1 章 この保険契約の全般にかかわること

第 1 条 (用語の定義)

この約款において使用する用語は、以下の定義によります。

(1) 保険契約者

保険証券等に記載された、この保険契約を締結した者をいいます。この保険に加入できるのは日本国内で美容医療業務に従事する医師、診療所および病院、並びに審美歯科業務に従事する歯科医師、歯科診療所および歯科病院で当会社が加入を承認したものに限りします。

(2) 保険証券等

保険証券等とは①保険証券および②保険契約継続証をいいます。

① 保険証券

この保険契約が成立したときに当会社が保険内容を記載し、保険契約者に宛てて発行した証の書面（電磁的方法によるものを含む）をいいます。

② 保険契約継続証

保険契約を継続した場合に、新たに保険証券を発行しないで、当会社が保険契約者に宛てて継続の証として発行する書面（電磁的方法によるものを含む）をいいます。

(3) 事故

美容医療行為を遂行中に、被保険者の過失によって患者に身体の障害を発生させることをいいます。

(4) 被保険者

この保険契約の対象となり、事故によって損害を被る者をいいます。

(5) 他人

保険証券等（以下「保険証券」といいます）に記載の保険契約者および被保険者以外の者をいいます。

(6) 当会社

ユニバーサル少額短期保険株式会社をいいます。

(7) 保険媒介者

当会社のために保険契約の媒介をおこなうことができる者をいいます。

(8) 保険期間

当会社が保険契約に基づいて責任を負う保険証券に記載された期間をいいます。

(9) 保険金額

当会社が保険事故発生時に支払う保険金の最高限度額をいいます。

(10) 弁護士費用

被保険者が当会社の同意を得て支出した弁護士の着手金、報酬、法律相談料、日当、実費等をいいます。

(11) 美容医療行為

患者の来院目的が、その当初から、美容を唯一の目的とする診療、治療、手術または施術をいいます。
美容医療行為を行うためにする施設の所有、使用、管理等は、美容医療行為には含みません。

(12) 身体の障害

医療を行うものが職業上または職務上の相当な注意を怠ったことにより、その医療の対象者に新たな身体の障害（身体症状の悪化または疾病を含みます）が発生したこと、または既にその医療の対象者に発生していた障害がさらに悪化することをいい、これらの結果その医療の対象者が死亡した場合を含みます。

(13) インフォームドコンセント

医師が患者に対して、受ける治療内容の方法や意味、効果、危険性、その後の予想や治療にかかる費用などについて、十分にかつ分かりやすく説明をし、そのうえで治療の同意を得ることをいいます。

(14) 減量剤

減量効果促進のために使用する、食欲抑制剤、消化吸収阻害剤や脂肪吸収抑制剤などの薬剤をいいます。

第2条 （保険責任の始期および終期）

当会社の保険契約上の責任は、保険証券に記載された保険期間開始日（当日を含む）までに保険申込人から保険料が当会社（当会社の代理店が取扱う場合も含む）に支払われたことを条件として、保険期間開始日の零時に始まり、保険期間満了日の24時に終了します。

2. 前項の時刻は、日本国の標準時によります。

3. 当会社は、保険料を領収する前に生じた事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。

第3条 （保険料の払込方法）

(1) 保険契約者は、この約款に付帯される特約の規定により定めた保険料の払込方法に従い、この保険契約の保険料を払い込まなければなりません。ただし、特約の規定により保険料の払込方法を定めなかった場合には、保険料は保険契約の締結と同時にその全額を払い込まなければなりません。

(2) 保険期間が始まった後でも、保険契約者が保険料の払い込みを怠った場合は、当会社は始期日から保険料領収までの間に生じた事故による損害に対しては保険金を支払いません。

第4条 （被保険者の範囲）

この保険契約の被保険者は、本保険申込書に記載された医療施設において医療に従事する次の者をいいます。

(1) 「医師法施行規則」第1条の3に定める書式による医師の届出を行っており、日本国内において美容医療業務に従事する医師及び「医療法」第1条の5に規定する診療所または病院

(2) 「歯科医師法施行規則」第1条の3に定める書式による歯科医師の届出を行っており、日本国内において審美歯科業務に従事する歯科医師及び「医療法」第1条の5に規定する歯科診療所または歯科

病院

第2章 保険金の支払いにかかわること

第5条 （美容医療賠償責任保険金）

当社は、被保険者が申込書記載の医療施設において発生した事故により法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、本約款の規定に従い美容医療賠償責任保険金を支払います。ただし、美容医療賠償責任保険金のうち弁護士費用保険金については、施術の経過や結果に対して損害賠償の請求を受けたときは事故による法律上の賠償責任が発生しない場合であっても支払うことができます。

2. 第1項に定める保険金は、被保険者が遡及日（本契約を最初に締結した日。一度本契約を解約した場合または継続しなかった場合は再度契約締結した日。）以降に行なった美容医療行為に起因して損害賠償請求がなされた場合に支払います。

3. 第1項に定める保険金は、最初の損害賠償請求がなされた時点の保険契約に従い支払います。

4. 同一の医療行為に対して一連の損害賠償請求（損害賠償請求がなされた時、場所、損害賠償請求者の数などにかかわらず、同一の医療行為に起因するすべての損害賠償請求をいいます）がなされた場合は、最初の損害賠償請求がなされたときにすべてなされたものとみなします。

5. 保険期間中に被保険者が最初の損害賠償請求に至る状況を認識した場合は、当社に対してその状況を遅滞なく書面で通知しなければなりません。当社は、その通知をもって損害賠償請求があったものとみなします。

第6条 （支払保険金の範囲）

当社は次の（1）から（6）号までのいずれかに該当する損害賠償金または費用について、賠償責任保険金を支払います。

- （1）被保険者が支払うべき損害賠償金（ただし、被保険者が施術した治療費の返還請求は除きます）。この場合、この損害賠償金については、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、また、損害賠償金を支払うことによって、被保険者が代位取得するものがあるときは、その価額をこれから差し引きます。
- （2）損害賠償責任の解決について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用
- （3）第14条の「損害賠償責任解決の特則」の規定により、被保険者が当社の要求に従い、協力するために直接要した費用
- （4）被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合において、第12条の「保険事故発生時の義務」の規定または第15条の「代位」の規定により、その権利の保全または行使に必要な手続きをとるために要した必要または有益な費用
- （5）被保険者が第12条第1項第(3)号の「損害を防止または軽減するために必要な措置」を講ずるために支出した必要または有益と認められる費用

- (6) 損害を防止または軽減するために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、支出につきあらかじめ当会社の書面による同意を得た費用および被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送、その他緊急措置に要した費用
2. 当会社は第1項のほか、次の費用について弁護士費用保険金を支払います。
- (1) 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の承認を得て支出した訴訟、裁判上の和解、調停または仲裁に要した費用
- (2) 上記(1)には、弁護士報酬を含みます
3. お支払いする保険金は、賠償責任保険金については1回の事故につき別表Ⅰ記載の免責金額を差し引いた額とし別表Ⅰ記載の支払限度額を上限とします。また、弁護士費用保険金については1回の事故につき免責金額に関わらず、賠償責任保険金とは別に別表Ⅰ記載の支払限度額を上限として支払います。
4. 同一の事故に2名以上の被保険者が関与していた場合であっても、当会社がその事故について支払う保険金額は、別表Ⅰ記載の1事故支払限度額までの金額とします。
5. 同一の事故に被保険者と被保険者でない者が関与していた場合には、被保険者のその事故に対する関与の度合いを当会社が審査のうえ、被保険者の関与の割合に応じた範囲で保険金を支払うものとします。

第7条 (他の保険契約と重複した場合の保険金の支払額)

この保険契約により保険金を支払うべき損害に対して、他の保険契約（共済を含みます）がある場合において、それぞれの保険契約につき他の保険契約がないものとして算出した支払うべき保険金（共済金を含みます）の額の合計額が、損害額を超えるときは、当会社は、次の各号に定める額を保険金として支払います。

- (1) 他の保険契約から保険金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- (2) 他の保険契約から保険金が支払われた場合
支払責任額から、他の保険契約から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
2. 第1項の損害の額は、それぞれの保険契約に免責金額の適用がある場合には、そのうちもっとも低い免責金額を差し引いた額とします。
3. 第1項の規定にかかわらず、他の保険契約によってこの保険に優先して保険金を支払う場合は、損害の額が、他の保険契約によって支払われた保険金の額をこえる額を支払います。

第8条 (保険金を支払わない場合 - その1)

当会社は、以下の各号のいずれかによって生じた損害に対しては、美容医療賠償責任保険金を支払いません。ただし、第(6)号および第(7)号については、法律上の損害賠償責任に至らない苦情に対して、弁護士費用保険金を支払うことができます。

- (1) 医療施設（設備を含みます）の所有、使用または管理に起因する賠償責任

- (2) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故による賠償責任
- (3) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意により生じた賠償責任
- (4) 他の被保険者に対して負担する賠償責任
- (5) 医療行為遂行中に被保険者の使用人または補助者に対して生じた賠償責任
- (6) 名誉き損または秘密漏えいに起因する賠償責任
- (7) 患者の主観による審美的不満にかかる賠償責任
- (8) 医療の結果を保証することにより加重された賠償責任
- (9) 明らかにインフォームドコンセントなく行われた医療行為により生じた賠償責任
- (10) 日本国内の医師免許を有しない者が行なった医療に起因する賠償責任
- (11) 被保険者の麻薬使用状態、または酒気帯び状態においてなされた医療行為による時に生じた賠償責任
- (12) 減量剤の使用により生じた賠償責任
- (13) 申込書に記載のない医療施設において行われた医療行為によって生じた賠償責任
- (14) 米国FDA（食品医薬品局）または厚生労働省の許可を受けていない薬剤、器械、手技・手法による医療行為によって発生した賠償責任
- (15) 自家製あるいは準自家製（海外品の自家加工によるものをいいます）の薬剤、手技・手法による医療行為であって、事前に当会社の承認を受けていない医療行為によって発生した賠償責任
- (16) 上記のほか明らかに不適切な医療行為（一般的、常識的に、また学会等の見識に鑑みて無謀な医療行為）および犯罪行為により生じた賠償責任

第9条（保険金を支払わない場合 - その2）

- (1) 当会社は初年度契約締結の当時、保険契約者、被保険者もしくはその代理人が保険期間の開始日より前に知っていた身体の障害またはその原因・事由により、保険期間開始後に損害賠償請求がなされるおそれのあることを知っていた場合において、その身体の障害またはその原因・事由により損害賠償請求がなされたことによる損害に対しては保険金を支払いません。
- (2) 第（1）号の規定中「知っていた」とは、知らなかったとしても職業上または職務上の相当な注意をもってすれば知り得たと認められる場合を含みます。
- (3) 第（1）号の規定中「身体の障害またはその原因・事由」には第13条の規定により当会社に既に通知された事項を含みません。

第3章 この保険契約の取扱いにかかわること

第10条（告知義務）

保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人は、保険契約締結の際、契約引受に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたもの（他の保険契約に関する事項を含みます。以下「告知事項」といいます。）について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

2. 保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人のいずれかが、告知事項に関し、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合、または不実のことを告げた場合、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この契約を解除することができます。

3. 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には適用しません。ただし第(3)号および第(4)号の規定は、当該各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても保険契約者または被保険者が第1項の事実を告知せず、または不実の告知をしたと認められる場合は適用しません。

- (1) 前項の事実がなくなった場合
- (2) 当会社が保険契約締結の際、前項の事実を知っていた場合または過失により知らなかった場合
- (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者が前項の事実の告知をすることを妨げた場合
- (4) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、事実の告知をせず、または不実の告知をすることを勧めた場合
- (5) 保険契約者または被保険者が事故による損害が発生する前に、告知事項につき、書面をもって更正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合
- (6) 当会社が前項の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または初年度保険契約締結時から5年を経過した場合

4. 第2項による解除が、保険金を支払うべき損害が発生した後になされた場合であっても、当会社は保険金を支払いません。またすでに保険金を支払っていたときは、当会社はその返還を請求することができます。ただし、損害の発生が解除の原因となった事実によらないことが明らかな場合を除きます。

第11条（契約内容に関する通知義務）

契約締結後、保険契約申込書等に記載された事項の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は遅滞なく、異動承認請求書等の書面をもってその旨を当会社に申し出て、契約の異動承認を請求しなければなりません。当会社は請求受付後速やかに承認の可否を請求者に書面にて通知します。ただし、その事実がなくなったときを除きます。（「契約内容に関する通知義務」といいます。）

2. 保険契約者または被保険者が第1項の「契約内容に関する通知義務」を故意または重大な過失により怠った場合には、当会社は、この保険契約を解除することができます。

3. 保険契約者または被保険者が当会社に通知すべき事実が生じた時から当会社が通知を受けるまでの間に生じた損害に対しては、合理的な理由がない場合は保険金を支払いません。

第12条（保険事故発生時の義務）

保険契約者または被保険者は、保険金の支払事由に該当する他人の身体の障害が発生したことを知ったときは、以下の各号に掲げる事項を行わなければなりません。（「保険事故発生時の義務」といいます。）

ただし、弁護士費用保険金については、事故による法律上の賠償責任が発生しない場合であっても、施術の経過や結果に対して損害賠償の請求を受けたときは本条の保険事故発生時の義務を適用します。

- (1) 事故の発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年齢、職業、事故の状況およびこれらの事項の証人となる者があるときはその住所、氏名を、また損害賠償の請求を受けたときはその内容を、当会社に

ただちに書面をもって通知すること

- (2) 他人から損害の賠償を受けることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続きをとること
- (3) 損害を防止または軽減するために必要な措置を講ずること
- (4) 弁護士費用を支出しようとするときは、あらかじめ当会社の承認を得ること
- (5) 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ当会社の承認を得ること
- (6) 損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとするとき、または提訴されたときは、ただちに書面をもって当会社に通知すること

2. 保険契約者または被保険者が、合理的な理由がないのに第1項の「保険事故発生時の義務」を履行しなかったときは、以下の各号規定に従い、保険金の支払額を決定します。

- (1) 第1項第(1)号および第(6)号の義務に違反した場合には、保険金を支払いません。
- (2) 第1項第(2)号および第(3)号の義務に違反した場合には、防止または軽減することができたと認められる額を差し引いて、保険金を支払います。
- (3) 第1項第(5)号の義務に違反した場合には、当社が損害賠償責任がないと認めた額を差し引いて、保険金を支払います。

第13条 （保険金の請求・支払および請求権の時効）

この保険契約において保険金を請求できる者は、保険契約者または被保険者とします。（以下「保険金請求人」といいます。）

2. 保険金請求人は、保険金の支払事由に該当する他人の身体の障害が発生したことを知ったときは、遅滞なくこれを当会社に通知し、当会社所定の保険金請求書を提出しなければなりません。

3. 保険金請求人の保険金請求にあたっては、損害賠償金の額が確定したときは、所定の保険金請求書に、損害賠償金の額および費用を証明する書類、その他当社が求める書類を添付し、当会社に提出しなければなりません。

4. 当社は保険金請求人が前項の手続きを完了した日（この条において「請求完了日」といいます。）から、その日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- (1) 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無、損害賠償責任の有無、および被保険者に該当する事実
- (2) 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- (3) 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係、ならびに賠償責任の割合、賠償すべき損害の額等
- (4) 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取り消しの事由に該当する事実の有無
- (5) 前各号のほか、他の保険契約の有無および内容、保険金の支払状況、損害について被保険者が有する

損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

5. 前項の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、同項の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次の各号に掲げる日数（複数に該当するときは、そのうち最長の日数）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を保険金請求人に通知するものとします。

(1) 前項第(1)号から第(4)号までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。） 180 日

(2) 前項第(1)号から第(4)号までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90 日

(3) 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における前項各号の事項確認のための調査 60 日

(4) 前項各号の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180 日

6. 前2項に掲げる事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）これにより確認が遅延した期間については、第4項または第5項の期間に算入しないものとします。

7. 当会社は第4項または第5項に規定した期日を超えて保険金をお支払いする場合は、その期日の翌日から商法に定める法定利率で計算した遅延利息を加えて保険金をお支払いします。

8. 保険金請求人が提出書類につき、知っている事実を記載しなかったとき、もしくは事実と異なることを記載した時は、当会社は保険金を支払いません。

9. 保険金の受取人は、当会社が特に認めた場合を除き被保険者とし、保険金を受取るべき日において被保険者が保険金を受取ることができない場合には、被保険者の法定相続人とする。（以下「保険金受取人」という。）なお、法定相続人が複数いる場合は、他の法定相続人全員から委任された代表者が保険金受取人となります。

10. 保険金請求人は、所定の書面を当会社に提出することにより、受取保険金の支払先を指定することができます。

11. 第5条5項に定める通知日の翌日からその日を含めて3年以内に、当会社に保険金の請求がなされない場合には、その保険金の請求権は時効により消滅します。

第14条 （損害賠償責任解決の特則）

当会社は、訴訟案件に発展した場合など必要と認めたときは、弁護士に依頼し、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償責任の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

2. 保険契約者または被保険者が、合理的な理由がなく協力に応じないときは、当会社は、保険金を支払

いません。

第 15 条 （代 位）

当会社が保険金を支払ったときは、その支払った保険金の額を限度として、かつ、被保険者の権利を害さない範囲内で、被保険者がその損害につき第三者に対して有する権利を代位取得します。

2. 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する第 1 項の権利の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社が負担します。

第 16 条 （損害賠償請求権の先取特権）

この保険契約の被保険者に対して、当該保険契約の保険事故に係る損害賠償請求権を有する者は、保険金を請求する権利について先取特権を有します。

2. 被保険者は、前項の損害賠償請求権に係る債務について弁済をした金額、または当該損害賠償請求権を有する者の承諾があった金額の限度においてのみ、当社に対して保険金請求の権利を行使することができます。

3. 賠償保険契約に基づき保険金を請求する権利は、次の場合を除き、譲り渡し、質権の目的とし、または差し押さえることはできません。

- (1) 第 1 項の損害賠償請求権を有する者に譲り渡し、または当該損害賠償請求権に関して差し押さえる場合
- (2) 前項の規定により被保険者が保険金を請求する権利を行使することができる場合

第 17 条 （保険金を支払った後の契約の取扱い）

第 6 条に定める賠償責任保険金および弁護士費用保険金の支払額が、保険期間を通じて別表 I に記載した年間支払限度額に達したときは、この保険契約は終了します。

第 18 条 （契約内容の変更）

保険契約者は、所定の方法により当社に通知し、当社の承認を得ることにより、この保険契約のうち以下の内容を変更することができます。

- (1) 保険契約者の氏名、住所
- (2) 被保険者の人数
- (3) 施術区分
- (4) 他の保険（共済を含む）契約の有無

第 19 条 （保険料の返還または請求）

第 18 条 (2) (3) の内容の変更により、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更の時から保

保険期間が満了するまでの期間に対応する変更後の保険料と変更前の保険料の差額を返還または請求します。

第20条 （契約の解約）

保険契約者は、所定の方法により当会社に通知することにより、保険期間中にこの保険契約を将来に向かって解約することができます。

2. 当会社は、この保険契約の解約日以降に生じた事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。

3. 当会社は、この保険契約の未経過期間に対して、年間保険料に別表Ⅱの短期料率を乗じた返戻金を支払います。

4. 返戻金の支払いは、保険契約者の指定する日本国内の金融機関の口座に当会社の振込みによる方法をもって行います。

第21条 （契約の無効および取消し）

この保険契約は以下の第（1）～（2）号のいずれかに該当する場合には無効とし、第（3）号に該当する場合には、当会社は保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

（1） 保険期間開始日前において、保険契約者または被保険者がそれぞれ第1条第（1）号および第4条の条件に合致していなかったとき（死亡していた場合を含みます）

（2） 保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的または第三者に不法に取得させる目的で契約を締結したとき

（3） 加入申込日において、保険契約に関し保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人の詐欺または強迫によって当会社が契約を締結したとき

2. 当会社は、無効となったこの保険契約に対して保険金を支払いません。また、すでに保険金を支払っていたときは、当会社は、その全額について返還請求することができます。

3. 当会社は、無効または取消しとなった場合は、保険契約の保険料の全額を保険契約者に返戻します。

4. 返戻金の支払いは、保険契約者の指定する日本国内の金融機関の口座に当会社の振込みによる方法をもって行います。

5. 保険契約者は、保険料返戻金の支払事由が生じた日の翌日からその日を含めて3年以内に当会社に請求しなければ請求権は時効により消滅します。

第22条 （契約の失効）

以下の各号のいずれかに該当する場合には、この保険契約は、各号に定める時をもってその効力を失います。

（1） 保険期間開始日以後に保険契約者が第1条（1）に規定する資格を喪失したとき（死亡していた場合を含みます）。また、被保険者が第4条に定める資格を喪失したとき（死亡していた場合を含みます）はその被保険者に関する部分。

（2） 保険期間内に保険金の支払額の合計が別表Ⅰの年間支払限度額に達したとき。

2. 当社は、この保険契約が失効した時以降に生じた事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。
3. 当社は、この保険契約の未経過期間に対して、年間保険料に別表Ⅱの短期料率を乗じた返戻金を支払います。
4. 返戻金の支払いは、保険契約者の指定する日本国内の金融機関の口座に当社の振込みによる方法をもって行います。
5. 保険契約者は、保険料返戻金の支払事由が生じた日の翌日からその日を含めて3年以内に当社に請求しなければ請求権は時効により消滅します。

第23条（契約の解除）

以下の各号のいずれかに該当する場合には、当社は保険期間中にこの保険契約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者または被保険者が第10条第1項の「告知義務」に違反した場合
 - (2) 保険契約者または被保険者が第11条第1項の「契約内容に関する通知義務」に違反した場合
 - (3) 保険契約者または被保険者が保険金を詐取する目的もしくは他人に保険金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます)をしたとき
 - (4) 保険金の請求行為に関し、保険契約者または被保険者が詐欺行為(未遂を含みます)を行ったとき
 - (5) 保険金の支払事由が発生した後に、保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人が当社の認める合理的な理由がなく、当該事由の調査を妨げたりまたは知っている事実を告げなかったり、不実のことを告げたりもしくは改ざんしたとき
 - (6) 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が反社会的勢力(注1)に該当する場合や、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(注2)を有している場合
(注1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
(注2) 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、または反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、保険契約者または保険金の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による経営の支配または実質的な関与があること等も含みます。
 - (7) 上記第(3)～(6)号に掲げるもののほか、保険契約者、被保険者が、当社の信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたとき
(上記第(3)～(7)号の事由を「重大事由」といいます。以下この条において同じ)
 - (8) なお、被保険者が複数の契約の場合、本条の規定は、上記第(3)～(7)号の重大事由に係る被保険者のみに適用し、他の被保険者には適用しません。
2. 当社は、保険契約者に宛てて発する書面により解除を通知します。
 3. 保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。当社は、この保険契約を解除した日以降に生じた事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。
 4. 第1項第(1)(2)号については、当社が解除の原因となる事実を知ってから1カ月以上を経過した

場合または初年度保険契約締結時から5年を経過した場合には、当会社はこの保険を解除できません。

5. 本条第3項の規定にかかわらず、解除の原因が第1項第(1)号の告知義務違反による場合には、解除手続前に生じた事故による損害または費用についても保険金を支払いません。この規定は、告知義務違反した事実に基づかずに発生した事故には適用しません。

6. 本条第3項の規定にかかわらず、第1項第(2)号の「通知義務違反」及び第1項第(3)～(7)号の「重大事由」による場合には、解除事由が生じた時から解除がなされた時まで生じた事故による損害または費用についても保険金を支払いません。すでに保険金を支払っていたときは、当会社はその返還を請求することができます。

7. 保険契約者または被保険者が第1項(6)号に該当することにより解除がなされた場合には、第6項の規定は適用しません。

8. 当会社は、この保険契約を解除した場合、年間保険料に別表Ⅱの短期料率を乗じた返戻金を支払います。

9. 返戻金の支払いは、保険契約者の指定する日本国内の金融機関の口座に当会社からの振込みによる方法をもって行います。

10. 保険契約者は、保険料返戻金の支払事由が生じた日の翌日からその日を含めて3年以内に当会社に請求しなければ請求権は時効により消滅します。

第24条 (契約の更新)

当会社は保険期間満了日の2ヵ月前までに、保険契約者あてに更新案内を通知します。

2. 当会社は、保険契約者に更新の意思および現契約告知内容の変更の有無を確認のうえ、保険申込書を作成します。

3. 保険期間満了日までに保険契約の保険料が保険契約者から当会社に払込まれた場合には、この保険契約は、保険期間満了日の翌日を更新日として更新されたものとします。

4. 保険料が保険満了日までに当会社に払込まれない場合は更新を行わないものとし、保険料が払込まれた日を保険期間開始日とする新規契約扱いとします。

5. 現契約の告知内容に変更がなく保険契約を更新する場合には、新たに保険証券を交付せず、従前の保険証券と継続証をもってこれに代えることができるものとし、保険契約継続証を保険契約者宛速やかに郵送します。

6. 継続時において告知事項に変更があり危険増加が発生した場合には、当会社は保険契約の更新を行わないことができます。

7. 当会社は普通保険約款を改定した場合には、更新後契約に対しては、更新後の保険期間の保険期間初日における普通保険約款等（普通保険約款、保険契約の引受範囲、保険料等をいいます）が適用されるものとします。

第25条 (保険者の破産)

保険者である当会社が破産開始の決定を受けたときは、保険契約者は、保険契約を解除することができま

す。

2. 保険契約者が前項の規定による保険契約の解除をしなかったときは、当該保険契約は、破産手続開始決定の日から3カ月を経過した日にその効力を失います。

第26条 （準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令によります。

第27条 （管轄裁判所の合意）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第4章 少額短期保険に特有のこと

第28条 （保険期間中の保険料の増額又は保険金額の減額）

当会社の保険契約の計算の基礎に著しい影響を及ぼす状況変更が発生したときで、経営維持に重大な影響を与えると見込まれた場合には、当会社の定めるところにより保険料の増額を又は保険金額の減額を行うことがあります。

第29条 （保険期間中の削減払い）

一時に多くの保険金の支払事由が発生し、保険金支払いのための財源が不足する場合は、当会社の定めるところにより保険期間中に保険金を削減して支払う場合があります。

第30条 （保険契約を更新する際の契約内容の見直し）

当会社の保険収支に悪化が認められる場合に、当会社の定めるところにより、更新時保険料の増額または保険金額の減額をすることがあります。

第31条 （更新を引受けない場合）

この保険契約の引受けが不採算となり、継続して契約を引き受けることが当会社の経営維持に影響を与えると見込まれる場合、当会社の定めるところにより更新を引受けないことがあります。

保険料分割払特約（一般）

<用語の説明　－　定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
分割保険料	年額保険料を保険証券に記載された回数で分割した保険料であり、保険証券に記載された金額をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨適用されている場合に適用されます。

第2条（保険料の分割払）

当社は、この特約により、契約者が年額保険料を保険証券に記載された回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

第3条（分割保険料の払込み）

契約者は、分割保険料を次表に定める期日までに払い込まなければなりません。

区　分	期日
①第1回分割保険料	この保険契約の締結時
②第2回目以降の分割保険料	保険証券に記載された払込期日（注）

（注）以下この特約において「払込期日」といいます。

第4条（分割保険料の払込みがない場合の事故の取扱い）

- (1) 契約者が分割保険料を第3条(分割保険料の払込み)に定める期日までに払い込まなかった場合には、当社は次表に定める事故については保険金を支払いません。

区　分	保険金を支払いできない事故
①第1回分割保険料の払込みがなかった場合	保険期間の初日以後、第1回分割保険料を領収するまでの間に発生した事故
②第2回目以降の分割保険料の払込みがなかった場合	その分割保険料を払い込むべき払込期日の翌日以後に発生した事故。ただし、契約者がその払込期日の属する月の翌月末までにその分割保険料を払い込んだ場合は、この規定を適用しません。

- (2) 本条（1）の②に該当する場合であっても、第2回目以降の分割保険料を払い込まなかったことについて、契約者に故意および重大な過失がなかったと当社が認めたときは、当社は「払込期日の属

する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約の規定を適用します。
この場合において、当会社は契約者に対して、その払込期日以後、既に到来した払込期日に払い込むべき分割保険料をあわせて請求できるものとします。

第5条（追加保険料の払込み）

- (1) 当会社が第8条(保険料の返還または追加保険料の請求)の規定による追加保険料を請求した場合は、契約者はその全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 契約者が本条(1)の追加保険料を払い込まなかった場合(注)は、当会社が追加保険料を領収する前に発生した事故については、当会社は保険金を支払いません。

(注) 当会社が契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかった場合に限りです。

第6条（保険契約が終了する場合の保険料の払込み）

年額保険料の払込みを完了する前に、保険金の支払いによって、この特約が付帯された普通保険約款の規定によりこの保険契約が終了する場合には、契約者は保険金の支払いを受ける以前に未払込分割保険料(注)の全額を一時に払い込まなければなりません。

(注) 年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差引いた額をいいます。

第7条（保険契約の解除 — 分割保険料の払込みがない場合）

- (1) 次表の①または②の解除事由に該当する場合には、当会社は契約者に対する書面による通知をもってこの保険契約を解除することができます。この場合の解除の効力は、次表に定める時からそれぞれ将来に向かってのみ発生します。

解除事由	解除の効力が発生する時
①払込期日の属する月の翌月末までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合	払込みのなかった分割保険料の払込期日
②払込期日までにその払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日(注)までに次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合	次回払込期日

(注) 以下この②において「次回払込期日」といいます。

- (2) 本条(1)の規定が適用される場合で、当会社が保険契約を解除したときは、当会社は既に払い込まれた既経過期間に対応する保険料は返還しません。

第8条（保険料の返還または追加保険料の請求）

この特約が付帯された普通保険約款の規定により、保険料を返還または追加保険料を請求すべき事由が発

生した場合には、当会社は普通保険約款の保険料の返還または追加保険料の請求に関する規定にかかわらず、当会社の定めるところにより、保険料を返還し、または追加保険料を請求します。

<別表 I>

補償プラン別の支払限度額・免責金額

補償プラン	保険金種別	1 事故支払限度額	年間支払限度額（注 1）
		（免責金額）	
1 0 0 万円コース	賠償責任保険金	1 0 0 万円	3 0 0 万円
		（免責 1 0 万円）	
	弁護士費用保険金	1 0 0 万円	
		（免責金額なし）	
3 0 0 万円コース	賠償責任保険金	3 0 0 万円	1 0 0 0 万円
		（免責 1 0 万円）	
	弁護士費用保険金	1 0 0 万円	
		（免責金額なし）	

（注 1）1 診療所または 1 病院あたりの限度額。（賠償責任保険金と弁護士費用保険金の合計額）

<別表Ⅱ>

短期料率表

既経過期間または未経過期間（注 2）	短期料率	既経過期間または未経過期間（注 2）	短期料率
1 か月まで	1/12	7 か月まで	7/12
2 か月まで	2/12	8 か月まで	8/12
3 か月まで	3/12	9 か月まで	9/12
4 か月まで	4/12	10 か月まで	10/12
5 か月まで	5/12	11 か月まで	11/12
6 か月まで	6/12	12 か月まで	12/12

（注 2）既経過期間・未経過期間について、1 か月に満たない期間は 1 か月とします。